

平成 29 年度 第 3 回 上越市男女共同参画審議会 次第

と き 平成 29 年 11 月 30 日 (木)

午後 2 時 00 分～

ところ 上越文化会館 4 階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 上越市第 3 次男女共同参画基本計画の策定について

① 第 3 次基本計画における施策の体系・方向の修正について

- ・ 第 3 次基本計画（施策の体系・施策の方向等）に係る意見・要望及び対応について【資料 1】
- ・ 第 3 次基本計画における施策の体系・方向の修正（案）【資料 1 - 2】

② 第 2 次基本計画に基づく平成 29 年度事業実績（見込み）及び第 3 次基本計画に基づく平成 30 年度実施計画（予定）について【資料 2】

③ 第 3 次基本計画本文（案）について【資料 3】

- ・ 第 3 次基本計画の構成（案）【資料 3 - 2】
- ・ 第 3 次基本計画における指標の設定（案）【資料 3 - 3】

(2) その他

4 閉 会

第3次基本計画（施策の体系・施策の方向等）に係る意見・要望及び対応について

No.	区分	体系項目	質問・意見等	審議会での回答	計画における対応	
1	審議会での意見等	I-3-(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画	・施策の方向に町内会や自治会への女性参画を具体的な形で表せないか。	・町内会については、役員にならなくても、意見が反映されるような女性の関わり方について出前講座を通じて地域に広めていきたい。	・施策の方向については、重点目標の達成に向けた手法を示したものでありますので、計画本文の「現状と課題」の中で町内会や地域における女性の参画促進の必要性を記載します。	21頁
2		I-1-(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	・LGBTを人権問題として施策の中でどのように関わっていくか検討いただきたい。 ・国はLGBTの問題を「困難を抱えた女性等に対する支援」で、外国人女性や性的マイノリティへの支援を位置付けており、市も取り入れてほしい。	・LGBTについて、まずは人権総合計画の中に位置付けて、男女共同参画計画に落とし込めるか検討したい。	・「I-1-(1)男女共同参画についての理解の促進」の「現状と課題」の中に“LGBTなど性的少数者に対する理解の促進”が新たな課題となってきたことを記載します。	12頁
3		I-2-(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	・「子ども食堂」がクローズアップされており、運営は市民であっても、可視化された貧困の現状に市はどう関わっていくのか。	※意見としてお聞きしたのみ。（審議会では回答していない。）	・上越市内で民間団体による運営されている「子ども食堂」は、「子どもの居場所」、「地域とつながる」、「多様な食体験」といった複合的な目的があることから、市では、「子ども食堂」の利用者を貧困層とは捉えていません。 ・「子ども食堂」利用者のうち、気になる家庭がある場合は、市の支援につなげられるよう運営団体と連携をとっています。なお、貧困家庭の子どもが利用する場という印象のみが先行することは、「子ども食堂」の利用者を狭めることになりかねないと考えます。	19頁
			・低賃金で働かざるを得ない状況は女性が多く、シングルマザーの貧困につながっているという流れも取り入れたら、より具体的な施策の展開につながると思う。	※意見としてお聞きしたのみ。（審議会では回答していない。）	・女性が男性に比べ低賃金で働くことで経済的に不安定となる傾向にあることについて、本文に記載し併せてグラフを掲載します。	
4		I-1-(3) 男性への意識啓発の推進	・重点目標の「男性への積極的な啓発活動の推進」は「男性にとっての男女共同参画」に、施策の方向の「男性の家庭生活への参画の促進」は「男性の家事・育児・介護への参画の促進」にした方が具体的な表現でよい。	※意見としてお聞きしたのみ。（審議会では回答していない。）	・県の計画を参考に、重点目標「男性への意識啓発の推進」を「男性にとっての男女共同参画の推進」に改めます。 ・同様に、施策の方向の「男性の家庭生活への参画の促進」を「男性の家事・育児・介護等への参画の促進」に改めます。	7頁
5	I-3-(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	・審議会等の女性登用率について、「男女同数とする」とはっきり記載したらよいのでは。	・審議会等への女性の参画の表現の仕方について検討したい。	・市におけるクォータ制（委員の選任に当たって男女同数となるよう配慮すること）について本文に記載します。	22頁	
6	意見シートによる意見等	I-1-(1) 男女共同参画についての理解の促進	・行政や事業所、市民が知っておかなければならない用語とに分けられ、市民生活に密着した用語の認知度を高めることが大事。	・用語について、「行政として知っておくべきもの」や「市民の皆さんに知っておいていただきたいもの」という区別の方法もあるというご示唆もいただいた。日常の中でどれだけコミュニケーションが取れるかということも意識しながら、中身を作っていきたい。	・計画に基づいて市民への知識の普及や啓発など具体的な取組を行う際には、用語を伝える相手に応じてメリハリをつけるなど工夫しながら、用語の認知度向上につなげていきます。	
7		I-3-(1) 女性の能力発揮への支援	・職場でのリーダー育成が女性には大きな支え。行政から事業所に、日常業務の中でできる意識改革と実践を働き掛けていくことが大事。	※意見としてお聞きしたのみ。（審議会では回答していない。）	・企業訪問の場などを活用して、事業者の意識改革と実践を働き掛けていきます。	
8		I-1-(1) 男女共同参画についての理解の促進	・アンペイドワーク等の用語や、内容の認知度に触れているが、このような専門用語について、どのようなものを市民に知ってもらうかということについて、基準やリストといったものはあるのか。		・用語に関する基準やリストはありません。 ・計画に基づいて市民への知識の普及や啓発など具体的な取組を行う際には、用語を伝える相手に応じてメリハリをつけるなど工夫しながら、用語の認知度向上につなげていきます。	
9	I-2-(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	・第1次基本計画で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識の浸透」を掲げていたが、第2次計画で消えた。「健康づくり」とは単なる健康増進を図ることではないことを認識し、施策の方向に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識の浸透」を追加して欲しい。 ・市民意識調査では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度は低いと、女性の命や健康を重視する自分の健康を守る権利のことが必要。 ＜参考＞ ・国は第1次から第4次計画まで、施策の基本的方向に「生涯を通じた女性の健康支援」を掲げ、基本的考え方として、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点の重要性を指摘している。		・県の第3次計画を参考に、本計画における重要な視点として、施策の方向の中に「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の知識普及」を加えます。 ＜経緯・参考＞ ・第1次計画の重点目標に掲げていた。 ・第2次計画では重点目標からは外したものの、計画本文の中で説明文を記載していた。 ・県の第3次計画では、施策の基本的方向の一つに位置付けている。	7頁	

第3次基本計画における施策の体系・方向の修正（案）



第2次基本計画に基づく平成29年度事業実績(見込み)及び第3次基本計画に基づく平成30年度実施計画(予定)について

分野 I 男女が等しく参画するための社会環境整備
 基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
 重点目標 (1) 男女共同参画についての理解の促進

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	市役所ロビーの男女共同参画コーナーで情報提供と啓発を図る。	市役所市民課ロビー及び市民プラザ男女共同参画推進センターに男女共同参画コーナーを設置し、市の取組や各種団体の情報を掲載し、市民に対し情報提供を行う。	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、各種最新情報を提供するとともに、配置物の確認を随時行う体制を取る。	継続的な男女共同参画に関する情報を提供した。	拡充	市民意識調査における男女共同参画推進センターの認知度が12.3%にとどまっていることから、提供する情報や配置方法などを工夫し、男女共同参画に関する情報を分かりやすく提供する。	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所市民課ロビー及び市民プラザ男女共同参画推進センターにおいて、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら配置し、市民向けに情報提供する。	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、市民目線で分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供 ・男女共同参画週間(6月)、女性に対する暴力の防止(11月)、図書コーナーの利用促進など	有	男女共同参画推進センター
	男女共同参画の啓発に関する情報紙を作成・発行する。	情報紙の発行:年4回	男女共同参画に関する情報紙を発行し、意識啓発及び機運の醸成を図る。(数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)紙面については、市民目線でのチェックの観点からセンター登録団体懇談会に原案を提示しながら作成する。	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行した。(年4回:6月、9月、12月、3月・1回当たり10,000部)	継続		男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-4-(1)-(1)と重複	市民向けに男女共同参画の啓発に関する情報紙を発行する。	情報紙の発行を通じて、市民への意識啓発及び機運の醸成を図る。(数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行(年4回・1回当たり10,000部)紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	有	
	男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設け、陳列を充実する。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列した。	継続		男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列する。	無	
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	男女共同参画の基本的知識の周知のため、男女共同参画推進センター講座を開催	男女共同参画推進センター講座開催	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識についての周知・啓発を図る。(数値目標:計10回開催)講座の詳細については、センター登録団体懇談会で企画をまとめながら作成する。	男女共同参画推進センター講座を開催した。 ・直営:1講座1回、登録団体委託:7講座19回、(公財)新潟県女性財団との共催:1講座1回	継続		男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらう。(数値目標:センター講座:1講座、(公財)新潟県女性財団との共催:1講座以上、出前講座全体で20講座以上)	男女共同参画推進センター講座の開催 ・直営:2講座 ・センター登録団体委託:8講座、 ・(公財)新潟県女性財団との共催:1講座 講座の詳細については、センター登録団体懇談会で企画をまとめながら作成する。	有	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
 重点目標 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課	
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)				
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上		
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	市全域を対象とする人権問題地域懇談会を開催	同和問題や男女共同参画を含めた人権啓発懇談会の開催	同和問題や男女共同参画など、人権を内容とした地域人権懇談会を2回以上開催する。	要望のあった3地域で人権啓発DVDを上映し、参加者の人権・同和問題についての関心や理解を深めた。	継続		地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の人権・同和問題についての関心や理解を深める(数値目標:5回開催)。	・広報上越や市ホームページへの掲載、民生委員や町内会長、人権擁護委員等の会議等で事業の周知を図る。 ・開催回数:5回	無	人権・同和対策室	
	地域における男女共同参画の啓発活動や地域の人材情報提供を行う	男女共同参画サポーター研修会の開催	地域における「男女共同参画の応援者」としての位置づけのサポーターに対し、研修会・懇談会を行いサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。	男女共同参画サポーター対象の研修会(2回)及び懇談会(4回)を開催した。	継続		地域において男女共同参画を応援していただく人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を4回以上開催)	研修会・懇談会をを通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を4回以上開催)	・男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催する。 ・各種講座参加者に対し、サポーターの登録を呼びかける。	有	男女共同参画推進センター	
	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	園や学校が人権教育、同和教育、平等教育の授業に計画的に取り組み、その成果を便りやHP上で保護者・地域に発信する。また、保護者や地域住民に年1回以上、授業を公開する。	全ての学校が計画的に授業改善に取り組み、保護者や地域住民に年1回以上、授業を公開した。	継続		保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	園や学校が人権教育、同和教育、平等教育の授業に計画的に取り組み、その成果を便りやHP上で保護者・地域に発信する。また、保護者や地域住民に年1回以上、授業を公開する。	全ての学校が計画的に授業改善に取り組み、保護者や地域住民に年1回以上、授業を公開する。		有	学校教育課
	同和問題を中心に広く人権教育の推進を図るための講話会を小学校区単位で実施(3年で市内小学校区を一巡できるよう、1年に17~18校区を実施対象とする。)	人権を考える講話会を18小学校区で開催し、児童の健全育成及び差別のない明るい社会の実現を目指す。	人権を考える講話会を16小学校区で実施する。(平成27年度から4巡目を開始。3年で市内小学校区を1巡する計画の3年目)	人権を考える講話会を16小学校区で実施した。	継続		小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を17小学校区で開催する。	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催する。		有	社会教育課
	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座を開催	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座を開催	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する「男女共同参画出前講座」を実施する。	男女共同参画出前講座を開催した。(地域住民や町内会などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣)(12回開催)	継続		地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で20講座以上)	男女共同参画出前講座の開催(地域住民や町内会などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣)	有	男女共同参画推進センター	

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	女性消防団員の入団促進	新聞掲載、町内班回覧や出初式、朝市、成人式などのイベント時に、入団募集を実施し、女性団員の入団を促進する。	広報上越等への団員の募集記事を掲載するとともに、出初式、朝市、成人式等のイベント時に入団促進活動を実施する。	広報上越、各種イベント等において入団促進活動を行った。	継続		女性消防団員の入団促進	新聞掲載、町内班回覧や出初式、朝市、成人式などのイベント時に、入団募集を実施し、女性団員の入団を促進する。	広報上越等への団員の募集記事を掲載するとともに、出初式、朝市、成人式等のイベント時に入団促進活動を実施する。	広報上越、各種イベント等において入団促進活動を行う。	有	危機管理課
	固定的性別役割分担意識解消に向けた男女共同参画推進センター講座を開催	男女共同参画推進センター講座:1回以上開催	男女共同参画推進センター講座において、当該テーマに関連する講座を開催し、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知・啓発活動を実施する。(数値目標:1回以上開催)	「固定的性別役割分担意識解消」をテーマとする男女共同参画推進センター講座を開催した。(1講座1回開催)	継続		固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座全体で11講座以上、出前講座全体で20講座以上、情報誌への記事掲載1回以上)	・固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催 ・情報誌の発行を通じた情報提供	有	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課	
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)				
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上		
①男性における男女共同参画意識の理解促進	男性に向けた男女共同参画の啓発のための広報活動	情報紙に男性に向けた記事を掲載する。	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつ」に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて周知を図る。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつ」への男性向け啓発情報を掲載した。(H29.6.15号に掲載)	継続		男性に向けた男女共同参画の意識啓発	情報紙に、男性に向けた男女共同参画の意識啓発記事を掲載する。	情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつ」への男性向け啓発情報を掲載する。	有	男女共同参画推進センター	
②男性の家庭生活への参画の促進	父子手帳の配布及びすくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布すると共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する。妊娠届出時における父子手帳の配布率100%を目指す。	・すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:2回目年間18回(全30回)、3回目年間12回(全36回) ・妊娠届出時やセミナーにおいて父子手帳の活用を促した。	継続		父子手帳の配布及びすくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布すると共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する。妊娠届出時における父子手帳の配布率100%を目指す。	・すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:2回目年間18回(全30回)、3回目年間12回(全36回) ・妊娠届出時やセミナーにおいて父子手帳の活用を促す。	有	健康づくり推進課	
	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に資するための講座開催	男女共同参画推進センター講座:1回開催	主に男性を対象とした男女共同参画推進センター講座を開催し、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりとしてもらう。(数値目標:1回以上開催)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマとする男女共同参画推進センター講座を開催した。(1講座2回開催)	継続		男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座全体で11講座以上、出前講座全体で20講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座の開催	有	男女共同参画推進センター	
	男性の子育てへの参画に向けた講座等を開催	男性の子育てへの参画に向けた講座の開催	男女共同参画推進センター講座を開催し、男性の子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:1回以上開催)	「男性の子育てへの参画」をテーマとする男女共同参画推進センター講座を開催した。(1講座2回開催) ※上記と同じ講座	廃止	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」のための講座に統合							

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	園行事におけるの選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施した。	継続		乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	園行事におけるの選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	無	保育課
	担当者の中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	人権教育、同和教育、男女平等教育に関する研修を年間2回以上行い、男女平等教育の推進を図り、その成果を教育活動に還元する。	各研修を計画的に行い、男女平等教育の推進を図り、その成果を教育活動に還元した。	継続		担当者の中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	人権教育、同和教育、男女平等教育に関する研修を年間2回以上行い、男女平等教育の推進を図り、その成果を教育活動に還元する。	各研修を計画的に行い、男女平等教育の推進を図り、その成果を教育活動に還元する。	無	学校教育課
	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	人権教育、同和教育の全体計画に基づいた男女平等に関する指導を行い、隔てのない指導など男女平等教育を推進する。	全体計画に基づき、全教育活動を通して、男女平等に関する指導を行った。	継続		男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	人権教育、同和教育の全体計画に基づいた男女平等に関する指導を行い、隔てのない指導など男女平等教育を推進する。	全体計画に基づき、全教育活動を通して、男女平等に関する指導を行う。	無	

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	担当者の中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	男女共同参画推進担当者、人権教育担当者は、校内外の研修に年間1回以上参加し、その成果を確実に伝達することにより、男女平等教育に関する意識啓発を図る。	担当者は、校内外の研修で得た成果を確実に他の職員に伝達することにより、意識啓発を図った。	継続		担当者の中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	男女共同参画推進担当者、人権教育担当者は、校内外の研修に年間1回以上参加し、その成果を確実に伝達することにより、男女平等教育に関する意識啓発を図る。	担当者が、校内外の研修で得た成果を確実に他の職員に伝達することにより、意識啓発を図る。	無	学校教育課
	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	小中学校においては、男女平等教育を確実に実施し、「実践した」と回答する学校を88%以上にする。学校における男女平等教育の現状と進捗状況を公表し、教育関係者の意識啓発を高める。	男女平等教育を確実に推進し、アンケート調査で「実践した」と回答する学校を88%以上にする。学校における男女平等教育の現状と進捗状況を公表した。	継続		各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	小中学校においては、男女平等教育を確実に実施し、「実践した」と回答する学校を88%以上にする。学校における男女平等教育の現状と進捗状況を公表し、教育関係者の意識啓発を高める。	アンケート調査で「実践した」と回答する学校を88%以上にする。学校における男女平等教育の現状と進捗状況を公表する。	無	
	男女共同参画推進センター講座を開催	男女共同参画推進センター講座:1回開催	男女共同参画推進センター出前講座を開催し、男女平等についての周知・啓発を図る。(数値目標:2回以上開催)	「男女平等」をテーマとする男女共同参画推進センター講座の開催(1回開催)	継続		「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深める。(数値目標:センター講座全体で11講座以上、出前講座全体で20講座以上)	「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座、出前講座) ・関連情報の提供	有	

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。こころの健康サポートセンターでの相談	精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発に努める。また、行政機関の各部署や地域の関係機関との連携を図るとともに、複合的・総合的な精神保健・自殺予防対策の基盤を整備し、自殺者数の減少を目指す。	自殺予防対策推進計画を策定するため自殺予防対策連携会議を1回、専門部会を3回開催した。地域での自殺予防対策を推進した。こころの健康サポートセンターでの相談を実施した。	継続		こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。こころの健康サポートセンターでの相談	精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発に努める。また、行政機関の各部署や地域の関係機関との連携を図るとともに、複合的・総合的な精神保健・自殺予防対策の基盤を整備し、自殺者数の減少を目指す。	自殺予防対策推進計画に基づいた推進活動。自殺予防対策連携会議の開催。地域での自殺予防対策の推進。こころの健康サポートセンターでの相談。	有	健康づくり推進課
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランス周知のための広報誌やホームページへの掲載	市のホームページや企業訪問でワーク・ライフ・バランスについての情報等を提供することにより、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、仕事と生活の調和を図るとともに、県のハッピーパートナー企業に新たに3事業者の登録、国のえるぼしに新たに1事業所の認定を目標とする。	ワーク・ライフ・バランスについて広報誌やホームページへ掲載するとともに企業訪問により周知した。	継続		事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランス周知のための広報誌やホームページへの掲載	市のホームページや事業所訪問等でワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うことにより、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図るとともに、新たな県のハッピーパートナー登録企業及び国のえるぼし認定企業をあわせて5事業者増やす。	ワーク・ライフ・バランスについて広報誌やホームページへ掲載するとともに企業訪問により周知する	有	産業振興課
	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	広く周知するため市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載する。	市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載した。	継続		仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	広く周知するため市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載する。	市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載する。	無	
	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向けたセンター講座及び企業等への出前講座の開催	一般市民を対象としたセンター講座、企業等の社員を対象とした出前講座を開催し、その効果や意義についての周知・啓発を図る。(数値目標:センター講座・出前講座各1回以上開催)	「ワーク・ライフ・バランス」をテーマとする男女共同参画推進センター講座や企業等を対象とする出前講座を開催した。(センター講座実績なし、出前講座1回開催)	継続		ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランス浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう。(数値目標:センター講座全体で11講座以上、出前講座全体で20講座以上)	「ワーク・ライフ・バランス」をテーマに取り入れた講座の開催	有	男女共同参画推進センター

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画					第3次(次期)基本計画					担当課	
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			予算計上
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容		
②男女の均等な待遇の確保など雇用環境改善の更なる推進	各学校への管理職選考検査の受験の働きかけ	校長会へ学校管理職に適任と思われる女性教諭に受験を積極的に進めるよう働きかける。	上越市校長会や教育委員会連絡協議会の場で要望を行い、女性管理職の割合15%以上を維持する。	校長会等を通して、学校管理職に適任と思われる女性教諭に受験を積極的に進めるよう働きかけた。	継続		各学校への管理職選考検査の受験の働きかけ	校長会へ学校管理職に適任と思われる女性教諭に受験を積極的に進めるよう働きかける。	上越市校長会や教育委員会連絡協議会の場で要望を行い、女性管理職の割合15%以上を維持する。	校長を通して、学校管理職に適任と思われる女性教諭に受験を積極的に進めるよう働きかける。	無	学校教育課
	新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	広く周知するため関係機関が実施する取り組みについての広報上越への掲載や、チラシやポスターを掲示することで、労働環境の改善を図る。	関係機関が実施する取り組みについての広報上越への掲載や、チラシやポスターを掲示することで、労働環境の改善を図った。	継続		新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	広く周知するため関係機関が実施する取り組みについての広報上越への掲載や、チラシやポスターを掲示することで、労働環境の改善を図る。	関係機関が実施する取り組みについての広報上越への掲載や、チラシやポスターを掲示することで、労働環境の改善を図る。	無	産業振興課
	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評価に加点する制度を導入	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加者の格付けのための総合評価への加点を実施	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組を推進する。	今年度10月に予定している市の建設工事入札参加資格の更新受付の機会を捉えて、育児・介護休業法に規定する努力事項の周知を図った。	継続		育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評価に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評価へ加点を行う。	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組を推進を図る。	引き続き、市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知していく。	無	契約検査課
	家族経営協定締結の啓発。農業に従事する女性の社会的・経済的地位の向上を進める(農業者年金加入促進月間に併せ締結の働きかけ)	家族経営協定の意義を広く啓発し、協定締結を推進する。	事業主体の県上越地域振興局農林振興部普及課の活動を支援し、1経営体以上の新規締結を目指す。	広報及び農業委員の働きかけにより、協定締結を推進した。	継続		家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	1家族以上の新規締結を目標とする。	農業委員会だよりに協定に関する記事を1回以上掲載する。農業委員・農地利用最適化推進委員は家族経営協定締結の働きかけを1家族以上行う。	有	農業委員会
	家族経営協定を締結し農業に従事する女性などへ、農業者年金の加入促進・啓発	制度におけるメリットなどを農業委員会だよりに掲載し、広く農業者へPRを行うとともに、家族協定締結農家へ加入を働きかける。	女性農業者への個別訪問を実施し、1名以上の新規加入を目指す	農業委員の戸別訪問等により、加入を推進した。	継続		農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりにより農業者年金を周知する記事を掲載する。農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	女性農業者の1名以上の新規加入を目標とする。	農業委員会だよりにより農業者年金に関する記事を1回以上掲載する。農業委員等による戸別訪問等の加入の働きかけを、女性農業者に対し重点的に行う。	有	

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (2) 子育て・介護への支援の充実

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	(事業名)子育てセミナー、ベビー健康プラザ(目的)子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。	・子育てセミナー:年9回実施 ・ベビー健康プラザ:年12回実施	・子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 ・乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	・子育てセミナー:年15回実施 ・ベビー健康プラザ:年12回実施	継続		(事業名)子育てセミナー、ベビー健康プラザ(目的)子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	・子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 ・乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	・子育てセミナー:年10回開催 ・ベビー健康プラザ:年12回開催	有	こども課
	(事業名)ファミリーサポートセンター運営事業(目的)地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する	提供会員数を増やし、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行った。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催した。	継続		(事業名)ファミリーサポートセンター運営事業(目的)地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。	有	こども課
	放課後児童クラブにおいて、共働き家庭が増加する中、子育てと就労の両立支援のため、昼間保護者のいない小学校1年～6年生を有償で預かり、児童の健全育成を図る。	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・指導員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	引続き、「上越市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた、適切かつ効果的な運営場所の確保、支援員及び補助員の配置を行うとともに、運営を担う支援員等の資質向上を図る。	・学校外で開設している児童クラブの学校内への移転に向けた関係機関との調整を行った。 ・支援員等研修会を年5回以上行うとともに、研修形式を見直し、従前の講義型にグループ討議又はワークショップを加えた。	継続		放課後児童クラブにおいて、共働き家庭が増加する中、子育てと就労の両立支援のため、昼間保護者のいない小学校1年～6年生を有償で預かり、児童の健全育成を図る。	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・指導員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	引続き、「上越市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた、適切かつ効果的な運営場所の確保、支援員及び補助員の配置を行うとともに、運営を担う支援員等の資質向上を図る。	・学校外で開設している児童クラブの学校内への移転に向けた関係機関との調整を行う ・支援員等研修会を年5回以上行うとともに、研修形式を見直し、従前の講義型にグループ討議又はワークショップを加える。	有	学校教育課
	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、公立保育園の整備や配置等の検討を進めるとともに、職員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置、年度途中での児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持した。	継続		児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えるとともに職員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置、年度途中での児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持する。	無	
	保護者の就労形態や家庭環境の多様化による保育ニーズに対応するため、各種特別保育事業を実施し、就労形態、発達、家庭状況等による育児不安の解消を図る。	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図った。	継続		保護者の就労形態や家庭環境の多様化による保育ニーズに対応するため、各種特別保育事業を実施し、就労形態、発達、家庭状況等による育児不安の解消を図る。	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図る。	無	保育課
	家庭での子育て支援に資するための講座開催	男女共同参画推進センター講座:1回開催	子育てと、仕事や家庭生活の両立等家庭での子育て支援に資するセンター講座を開催し、子育てと仕事の両立等についての考える機会を設ける。(数値目標:1回以上開催)	「家庭での子育て支援」をテーマとする男女共同参画推進センター講座を開催した。(1講座1回開催)	継続		男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう。(数値目標:センター講座全体で11講座以上、出前講座全体で20講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座の開催	有	男女共同参画推進センター
② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	男女共同参画推進センター講座を開催	男女共同参画推進センター講座:1回開催	介護支援については、男女共同参画の視点が重要であることから、家庭での介護支援に資するためのセンター講座を開催し、男女共同参画の意義や重要性についての周知を図る。(数値目標:1回以上開催)	「男女共同参画の視点に立った介護支援」をテーマとする男女共同参画推進センター講座の開催(1回開催)	継続		男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう。(数値目標:センター講座全体で11講座以上、出前講座全体で20講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座の開催	有	

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課	
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)				
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上		
①生涯を通じた女性の健康保持及び性と生殖に関する健康と権利の知識普及	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりについて啓発を行う。	・健康づくり推進活動チーム研修会や食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会での啓発した。	継続		健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりについて啓発を行う。	・健康づくり推進活動チーム研修会や食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会での女性の健康づくりについて啓発する。	無	健康づくり推進課	
	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・集団検診95回実施予定 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 子宮頸がんと乳がんの検診受診者を平成28年度より増加させる。	・受診勧奨 ・モバイル受付 ・無料クーポン券配布 ・子宮頸がん検診(21歳のみ) ・乳がん検診(41歳のみ) ・夕方・土曜日・日曜日健診を実施	継続		子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 子宮頸がんと乳がんの検診受診者を平成29年度より増加させる。	・受診勧奨 ・モバイル受付 ・無料クーポン券配布 ・子宮頸がん検診(21歳のみ) ・乳がん検診(41歳のみ) ・夕方・土曜日・日曜日健診の実施	有	健康づくり推進課	
	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。	・妊婦一般健康診査公費負担14回(検査内容は平成28年度と同じ) ・妊娠届出時における受診勧奨	継続		妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。	・妊婦一般健康診査公費負担14回 ・妊娠届出時における受診勧奨	有		
	託児室があるスポーツ教室を開催し、育児中の女性にスポーツの機会と場を提供する。 実施主体を体育協会等とし、交付金を支出して事業の実施を支援する。	実施主体を体育協会等とし、広報しようえつ等に教室情報を掲載して、事業の実施を支援する。	託児室の廃止後、教室参加者から託児室の再設置の希望があった場合、市体育協会と情報を共有し、対応を検討する。	引き続き、広報上越に教室情報を掲載して、事業の実施を支援した。	廃止	託児室の利用者が少ないため、託児室を廃止した。							
	女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	広報しようえつ等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・ビューティーフィットネス ・リラックスヨガ ・リズムに合わせて健康体操 ・アクアビクス ・水中運動 など、女性が参加しやすい教室の開催回数の維持(目標:638回)	広報上越に教室情報を掲載して、事業の実施を支援した。	継続		実施主体を体育協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体を体育協会等とし、広報しようえつ等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・ビューティーフィットネス ・リラックスヨガ ・リズムに合わせて健康体操 ・アクアビクス ・水中運動 など、女性が参加しやすい教室の開催回数の維持(目標:638回)	広報上越に教室情報を掲載して、事業の実施を支援する。	無	体育課	
	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出産した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。 (産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄弟の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内4事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	・母子保健事業における周知 ・産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施	継続		産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出産した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。 (産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄弟の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内4事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	・母子保健事業における周知 ・産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施	有	健康づくり推進課	
	「たばこと健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばこと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、たばこの害から市民の健康を守り、クリーンな環境の整備に努める。妊婦の喫煙率減少を目指す。	・妊産婦喫煙防止 すくすく赤ちゃんセミナーにおいて、喫煙習慣のある妊婦及び夫に対して、禁煙に向けた指導を行った。 ・未成年者喫煙防止 ・受動喫煙防止	継続		「たばこと健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばこと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、たばこの害から市民の健康を守り、クリーンな環境の整備に努める。妊婦の喫煙率1.0%を目指す。	・妊産婦喫煙防止 すくすく赤ちゃんセミナーにおいて、喫煙習慣のある妊婦及び夫に対して、禁煙に向けた指導を行う。 ・未成年者喫煙防止 ・受動喫煙防止	有		
					新規	女性のための健康づくりの講座を実施しているが、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」に関する意識啓発のための要素が薄いため、この要素を加え新たに位置付ける。	生涯を通じた女性の健康保持及び性と生殖に関する健康と権利に関する意識啓発	生涯を通じた女性の健康保持及び性と生殖に関する健康と権利に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高める。(数値目標:センター講座全体で11講座以上、出前講座全体で20講座以上)	女性の健康保持及び性と生殖に関する健康と権利をテーマに取り入れた講座の開催	有	男女共同参画推進センター	

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
②健康相談の充実	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30～11:30 ・月・金 午後18:30～20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の利用を促進することにより、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	・母子保健事業における周知 ・ホームページでの周知	継続		助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30～11:30 ・月・金 午後18:30～20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の利用を促進することにより、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	・母子保健事業における周知 ・ホームページでの周知	有	健康づくり推進課
	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業：妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんには赤ちゃん事業：新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達に合った支援を行う。	子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんには赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施	継続		生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業：妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんには赤ちゃん事業：新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達に合った支援を行う。	子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんには赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施	有	

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
①生活困窮者の自立促進の支援	※該当なし				新規	第3次(次期)基本計画では、女性活躍推進法に基づく具体的事業を明確化させるため、生活困窮者の自立促進の支援を新たな重点目標として位置づけたため。(既存の事業を新たに事業計画に位置付けた)	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に脱却することを支援する。 ・自立相談支援事業登録者による生活保護申請率13%以下	生活困窮者自立支援制度に基づく事業の展開 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	有	福祉課
②ひとり親家庭等への支援の充実	※該当なし				新規	第3次(次期)基本計画では、女性活躍推進法に基づく具体的事業を明確化させるため、生活困窮者の自立促進の支援を新たな重点目標として位置づけたため。(既存の事業を新たに事業計画に位置付けた)	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底する。	有	こども課
	※該当なし				新規	第3次(次期)基本計画では、女性活躍推進法に基づく具体的事業を明確化させるため、生活困窮者の自立促進の支援を新たな重点目標として位置づけたため。(既存の事業を新たに事業計画に位置付けた)	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底する。	有	こども課

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
重点目標 (1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課	
	事業内容	事業計画	平成29年度			方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)						目標	取組内容		予算計上
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	広報上越への掲載による能力開発機会を情報提供	広報上越に能力開発機会の情報を12件以上掲載する。	広報上越への情報掲載	継続		スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	広報上越への掲載による能力開発機会を情報提供	広報上越に能力開発機会の情報を12件以上掲載する。	広報上越への情報掲載	無		
	女性サポートセンター事業の実施	女性に関する総合的な能力開発講座を企画・実施する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資するため、能力開発講座3講座6回を開催する。特に「女性講座」については女性サポートセンター運営委員の意見を聞きながら実施する。	能力開発講座の開催	方法等の改善	女性サポートセンターの在り方について、現状の必要性にあわせて見直しを行ったため	女性労働者の福祉増進と地位向上に向けた女性サポートセンター事業の開催	女性の能力発揮に向けた各種講座等を開催する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を2回開催し、女性の雇用に関する相談窓口を月1回設置する。事業については、女性サポートセンター運営委員会の意見を反映しながら実施する。	女性の能力発揮に向けた各種講座等を開催する。	有	産業振興課	
	女性向け人材育成講座の開催	男女共同参画推進センター講座の開催	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るため、女性向けの男女共同参画推進センター講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりを行う。(数値目標:1回以上開催)	「女性向け人材育成」をテーマとする男女共同参画推進センター講座を開催した。(2講座9回開催)	継続		女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るため、女性向けの講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりを行う。(数値目標:センター講座全体で11講座以上、出前講座全体で20講座以上)	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座の開催	有	男女共同参画推進センター	
②女性の再就職への支援	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性のための再就職セミナーを1回開催する。	女性のための再就職セミナーを開催した。	継続		女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性のための再就職セミナーを1回開催する。	女性のための再就職セミナー開催	無	産業振興課	
	母子自立支援員の導入	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援した。	継続		母子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	有	こども課	
	関係団体が開催する各種研修会等の情報を男女共同参画推進センターに掲示及び登録女性団体等へ情報提供を行う。	講座情報や取組については、各種媒体を利用し男女共同参画推進センターから市民に情報提供を行う。	市民に対し、最新の情報を提供するため、配置物の確認を随時行なうとともに、併せてセンターの周知を情報紙などを用いて行う。	関係団体が開催する各種研修会等の男女共同参画推進センターでの情報を随時提供した。	継続		女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに、関連情報を提供する。	有	男女共同参画推進センター	

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課	
	事業内容	事業計画	平成29年度			方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)						目標	取組内容		予算計上
①女性人材の情報収集、整備、提供	農業経営に対する女性参画の推進	新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。	農業経営における女性参画を推進するため、新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。(数値目標)認定者数:1人	新潟県農村地域生活アドバイザーの確保(0名)	継続		農業経営に対する女性参画の推進	新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。	農業経営における女性参画を推進するため、新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。(数値目標)認定者数:1人	新潟県農村地域生活アドバイザーの確保	無	農政課	
	女性人材バンク ※Ⅰ-3-(3)-①と重複	女性人材の収集及び庁内への情報提供を行う。	引き続き募集を行うとともに、庁内各課に対し、各種委員審議会委員の候補者などとして活用してもらう。	女性人材バンクの登録及び活用の呼び掛け	継続		女性人材バンク ※Ⅲ-3-(1)と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課に対し、各種委員審議会委員の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け及び関係課への活用呼び掛け	有	男女共同参画推進センター	
②女性の参画情報の調査、公表	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※Ⅰ-4-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画に従い実施し、平成31年度を達成年度としている各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	継続		次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※Ⅰ-4-(2)と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画に従い実施し、平成31年度を達成年度としている各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	有	人事課	

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
重点目標 (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
①市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進	女性人材バンク ※1-3-(2)-②と重複	女性人材の収集及び市内への情報提供を行う。	女性人材を発掘することは、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を講じていく上でも重要なことから、引き続き募集を行うとともに、市内各課に対し、各種委員審議会委員の候補者などとして活用してもらう。	女性人材バンクの周知及び市内への周知	継続		女性人材バンク ※1-3-(2)と重複	女性人材に関する情報の収集及び市内への情報提供を行う。	市内各課に対し、各種委員審議会委員の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け及び関係課への活用呼び掛け	有	男女共同参画推進センター
	市の各種委員会・審議会等への女性登用率アップを図る。	全庁での取組 市の各種委員会・審議会等の改選時に男女の委員比率を平等になるように、呼びかけを行う。	引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛ける。	市内に向けた、「クオータ制」の趣旨及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けた働きかけ	継続		市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	【全庁での取組】 市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。	引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を向上させる。	市内に向けた「クオータ制」の趣旨及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかける。	有	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	市が主催する会議等に参加する委員、または市が主催する事業への協力者の乳幼児の無料保育を実施する。	市主催の会議等に参加する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。	制度の周知に努め、市主催の会議等に参加する委員に対し、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続した。	継続		ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等に参加する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。	市主催の会議等に参加する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、市主催の会議等に参加する委員に対し、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続する。	有	保育課
②女性職員の積極的な登用	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理者の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	高度な行政執行スキルを身に付けることができる自治大学校への派遣研修生の女性割合を50%とする。	自治大学校の第1部・第2部特別課程に、主任級女性職員1人を派遣した。	継続		市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理者の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	高度な行政執行スキルを身に付けることができる自治大学校への派遣研修生の女性割合を50%とする。	自治大学校の第1部・第2部特別課程に、主任級女性職員1人を派遣する。	有	
	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	女性職員数の増加に向け、受験者の女性の割合を増加させるとともに、女性職員・男性職員の区別なく、公正に職員を採用し、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たり、子育て支援制度等、働きやすい職場であることを周知し、受験者数の増加を図るほか、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行った。 ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用した。	継続		女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	女性職員数の増加に向け、受験者の女性の割合を増加させるとともに、女性職員・男性職員の区別なく、公正に職員を採用し、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たり、子育て支援制度等、働きやすい職場であることを周知し、受験者数の増加を図るほか、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行う。 ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。	無	人事課

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
①男女共同参画に関する情報発信の強化	「上越市の男女共同参画の取組」の発行	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページに公開し、広く取組についての情報発信を図る。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成・配付(100部)、市ホームページでの公開	継続		男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページで公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成(100部) ・上越市ホームページでの公開	有	男女共同参画推進センター
	市の取組を紹介する情報紙の発行	情報紙「ウイズじょうえつ」で、市の取組紹介を行う。	年4回発行の情報紙の紙面で、男女共同参画推進センターの事業紹介などを通してセンターの認知度を高める。	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつ」の発行(年4回・各10,000部)	継続		男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報の紹介 ※ I-1-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつ」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターの認知度と理解を深めてもらう。(数値目標:年4回発行)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつ」の発行(年4回・各10,000部)	有	
	男女共同参画関係図書購入	男女共同参画に関する図書等について、引き続きセンター図書の充実を図る。	男女共同参画に関する図書を購入し、センターに配置して貸し出しを行える体制を整えることにより、市民に対して情報の発信を行っていく。 (数値目標:図書貸出数100冊(50人))	男女共同参画関係図書の購入及び貸出(60冊・30人)	継続		市民への男女共同参画に関する情報提供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う。	男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目標:図書貸出数100冊・50人)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出	有	
②登録団体への支援	男女共同参画の活動団体への支援	男女共同参画に関する情報提供及び、男女共同参画推進センター登録団体懇談会の開催。	男女共同参画推進センター登録団体との連携や団体間の交流を図るため、センター登録団体懇談会の開催や、各種情報提供を行い、団体の企画力の向上等の支援を図っていく。	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会(4回)、研修会(2回)、各種情報提供(随時)	継続		男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録団体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催 ・研修会の実施 ・各種情報の提供	有	
	センター登録団体等との連携	センター登録団体へのセンター講座の委託	センター登録団体の持つ専門性や、ネットワークを生かしながら充実した講座とするため、センター登録団体に対し、市が指定したテーマに沿ったセンター講座の企画・運営を委託し、効率的、効果的な講座を開催する。 (数値目標:8回以上開催)	男女共同参画推進センター登録団体との連携 ・委託による講座の開催(7講座19回)	継続		センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。	講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:8講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催する。	有	

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
①市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修(特に管理職を対象としたもの)等の際に、周知チラシ等を配付し、課内全員に周知するよう出席者に依頼する。	継続して周知を行うとともにハラスメントの実情を把握し、現状に即した情報を提供できるようにする。	・課長級職員マネジメント研修において、セクシュアル・ハラスメントの基礎知識及び防止に関する講義の実施 ・相談窓口の継続設置	継続		セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修(特に課長級・副課長級職員対象)時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	継続して周知を行うとともにハラスメントの実情を把握し、現状に即した情報を提供できるようにする。	・課長級職員マネジメント研修において、セクシュアル・ハラスメントの基礎知識及び防止に関する講義の実施 ・相談窓口の継続設置	有	人事課
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	職員への意識づけのため、年に1回以上広報主任会議を開催した。	継続		広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	職員への意識づけのため、年に1回以上広報主任会議を開催する。	無	広報対話課
	保育士及び幼稚園教諭の意識啓発のための研修会	幼児の年代から男女共同参画や平等といった意識の醸成が必要であることから、保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	平成29年度は、第3次基本計画の策定を予定していることから、策定方針に基づいて保育士・幼稚園教諭向け研修会を開催する。 (数値目標:1回開催)	保育士及び幼稚園教諭向け研修会の開催(1回)	継続		男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	保育士・幼稚園教諭向け研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士及び幼稚園教諭向け研修会を開催する。	有	男女共同参画推進センター
	職員の意識啓発のための研修会	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	平成29年度は、第3次基本計画の策定を予定していることから、策定方針に基づいて職員向けの研修会を開催する。(数値目標:1回開催)	職員向け研修会の開催(1回)	継続		男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	職員向けの研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員向け研修会を開催する。	有	

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画					第3次(次期)基本計画					担当課	
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容		予算計上
②男女共同参画の 視点に立った施策 の徹底	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用の可否について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないか確認し、判断する。	現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施	継続		職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施	無	人事課
	男女共同参画にかかる 市民の意識調査	男女共同参画推進センター講座・出前講座実施時に参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、男女共同参画社会の現状について調査する。	引き続き男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握するため、センター講座及び出前講座等の参加者に対し、アンケート調査を実施し、各種講座及び年間集計し今後の事業の参考とする。	男女共同参画推進センター講座・出前講座参加者へのアンケートを実施した。(全講座において実施)	継続		男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業に反映させる。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握する。	有	男女共同参画推進センター
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点でチェックを行う。	【全庁での取組】 広報じょうえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等にジェンダーの視点からチェックする。	ジェンダーガイドラインについては、職員一人一人がその意識を持つことが必要ことから、職員に対しその意識付けを図るための情報提供を行っていく。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供	継続		情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】 広報じょうえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等にジェンダーの視点からチェックする。	職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行う。	有	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	人間関係、セクシュアル・ハラスメント等に関する悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実を図る。	外部・内部の相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	各種相談窓口の周知を図る。相談があった場合には、適時適切に対応する。	・相談窓口を継続設置し、各種相談窓口の周知を図った。 ・職員が相談があった場合には、適時適切に対応した。	継続		人間関係、セクシュアル・ハラスメント等に関する悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実を図る。	外部・内部の相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	各種相談窓口の周知を図る。相談があった場合には、適時適切に対応する。	・相談窓口を継続設置し、各種相談窓口の周知を図る。 ・職員が相談があった場合には、適時適切に対応する。	無	
	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-3-(2)と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画に従い実施し、平成31年度を達成年度としている各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	継続		次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-3-(2)と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。	・特定事業主行動計画に従い実施し、平成31年度を達成年度としている各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	有	人事課
	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要がある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画に従い実施し、平成31年度を達成年度としている目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均10日」を目指す。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	継続		子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要がある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画に従い実施し、平成31年度を達成年度としている目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均10日」を目指す。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	無	
	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対しての男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資として今年度配備予定の間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備した。	継続		男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対しての男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備予定の間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備する	無	危機管理課
女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害用備蓄物資を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	今後も引き続き要配慮者物資の維持管理を継続した。	継続		女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害用備蓄物資を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	今後も引き続き要配慮者物資の維持管理を継続する(粉ミルクは毎年度更新)	有		

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課	
	事業内容	事業計画	平成29年度			方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)						目標	取組内容		予算計上
①女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載する。	DV(ドメスティック・バイオレンス)を始めとする主に女性に対する暴力については、身体的なものだけでなく、複雑・多様化の傾向にある。情報紙「ウイズじょうえつ」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	DV防止に関する啓発・情報紙「ウイズじょうえつ」への継続的な関連記事の掲載(H29.12.15号に記事掲載)	継続		女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ※Ⅱ-2-(1)-(1)と重複	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	情報紙「ウイズじょうえつ」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	情報紙を通じたDV防止に関する啓発・情報紙「ウイズじょうえつ」への継続的な記事掲載を通じて、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止について啓発する。	有	男女共同参画推進センター	
	男女共同参画推進センター講座・出前講座を開催	男女共同参画推進センター講座・出前講座の開催	暴力の根絶に向けて、あらゆる場面での啓発活動につなげるため、DV防止啓発の出前講座の開催を働きかける。一般市民向けの男女共同参画推進センター講座や、学校対象の出前講座を開催し、暴力の根絶と防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:1回以上開催)	DV防止に関する講座の開催 ・センター講座(1回)、 出前講座(4回)	継続		女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。	センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座全体で11講座以上、出前講座全体で20講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座の開催 ・男女共同参画推進センター講座 ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座(講師の派遣)	有		
②セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発活動の実施	セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントは、いかなる理由でも認めることの出来ない行為であり、センター所有の啓発DVDの貸出や、男女共同参画出前講座等の開催の働きかけを通して、防止に向けた啓発活動を実施する。	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発・啓発DVDの貸出(周知) ・出前講座の開催働きかけ(随時)	継続		セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発用DVDの貸出や、講座の開催を通して、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高める。(数値目標:センター講座全体で11講座以上、出前講座全体で20講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発 ・啓発DVDの貸出し ・センター講座・出前講座の開催		有		

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (2) 相談窓口の充実

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課	
	事業内容	事業計画	平成29年度			方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)						目標	取組内容		予算計上
①女性相談事業の充実	女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざし、女性の自立に向けて相談・支援活動を支援	相談員が各種研修会に参加し、スキルアップを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や、資質の向上を図る。また相談者に対して、適切な指導や助言に努めるとともに、複雑かつ困難化しているケースに対応するためのスキルを身につける。	国・県などが主催するDVIに関する研修会への参加(10回12人参加)	継続		女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加する。	有	男女共同参画推進センター	
					新規	市民意識調査における女性相談窓口の認知度が低下傾向にあることから、窓口の認知度を向上させるための取組を行う。(内容としては拡充)	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	これまでの周知啓発に加え、より女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVIに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・女性相談カードの発行及び配布(2,000部作成、市内施設・医療機関・スーパーなどに配置)・・・継続 ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの作成及び講座等での活用(A1×10枚作成)・・・新規	有		
②その他相談機関との連携	女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざし、女性の自立に向けて相談・支援活動を支援	配偶者等からの暴力被害者の安全と、円滑な庁内連絡体制の確保を行うと共に、各担当者のDVIに関する知識を高め、DV被害者への的確な支援が図られるよう関係課の職員との連携を図る。	DV防止法第2条では、地方公共団体に配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る義務を課している。そのための情報共有及び、連携体制を確認するため、DV防止庁内連絡会議を開催し、個々の事情を踏まえた支援が講じられるようにする。	DVの関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」の開催(1回開催)	継続		女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVIに関する知識を高める。	関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催する。	有		
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	子育てに不安や負担を抱える保護者に対して、関係機関が連携し必要な支援を早期に、かつ、継続的に受けられる状態にする。	子育てに関する情報提供や相談を行い、子育て不安の解消につなげる。(H29.9.1号に記事掲載)庁内・庁外関係機関との連携	拡充	相談窓口の周知を拡充する。	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	子育てに不安や負担を抱える保護者に対して、関係機関が連携し必要な支援を早期に、かつ、継続的に受けられる状態にする。	子育てに関する情報提供や相談を行い、子育て不安の解消につなげる。庁内・庁外関係機関との連携		有	健康づくり推進課、すこやかにくらし包括支援センター
	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。	高齢者虐待防止マニュアル等の活用や関係者間での情報共有による適切な支援・対応	継続		介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	高齢者虐待防止マニュアル等の活用や関係者間での情報共有による適切な支援・対応		無	高齢者支援課

基本目標 2 被害者等への支援
重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	DVに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、周知を図る。	情報紙「ウイズじょうえつ」で、DVの実態や、相談窓口についての内容を特集し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVに関する制度などの周知 ・情報紙「ウイズじょうえつ」への情報掲載(H29.12.15号に記事掲載)	継続		DVに関する制度や法律の周知 ※Ⅱ-1-(1)-①と重複	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVに関する制度などの周知 ・情報紙「ウイズじょうえつ」への情報掲載	有	
②被害者の安全確保のための情報提供	女性相談事業(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員 3人 ・男女共同参画推進センターにおける相談 ・安全確保を図るため、関係機関と連絡・連携を密にし、適切な対応を行う。	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者に寄り添いながら、ニーズに合った支援を行う。 (数値目標)相談員に起因する苦情件数 0件。	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施(苦情件数:なし)	継続		女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るための関係機関との連絡・連携	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:相談員に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施	有	男女共同参画推進センター
	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図る。緊急一時保護にかかる生活費を貸与する体制を取る。	緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与可能な状態にすることにより、被害者の安全を確保する体制を取る。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を常に使える状態を維持した。	継続		DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意する。	有	
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	相談者が抱える悩み事が早期に解決され、不安を払しょくすることができるよう、適切な対応窓口や相談先の紹介等を行うため、常に最新の情報を備えて対応する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	継続		女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	相談者が抱える悩み事が早期に解決され、不安を払しょくすることができるよう、適切な対応窓口や相談先の紹介等を行うため、常に最新の情報を備えて対応する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	有	市民相談センター

基本目標 2 被害者等への支援
重点目標 (2) 自立への支援

施策の方向 (第3次(次期)基本計画)	第2次(現行)基本計画						第3次(次期)基本計画					担当課
	事業内容	事業計画	平成29年度		方向性	理由・見直し内容等	事業内容	事業計画	平成30年度(予定)			
			目標	取組実績(見込み)					目標	取組内容	予算計上	
①生活再建への支援	女性相談事業(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談事業の実施 ・相談員 3人 ・男女共同参画推進センターにおける相談 ・生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けての助言を行う。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	継続		女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	有	男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	女性相談事業(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談事業の実施 ・相談員 3人 ・男女共同参画推進センターにおける相談 ・生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けての助言を行う。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	継続		女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	有	男女共同参画推進センター

	新規	拡充	継続	方法等の改善	縮小	廃止	合計
計	5	2	85	1	0	2	95
うち重複			4				4
実事業数	5	2	81	1	0	2	91

※現行計画における平成29年度の実施計画では、88の事業(うち重複2事業)が取り組まれている。